

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和7年保険業法改正の国会論議
著者 / 所属	林 一喜 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	477号
刊行日	2025-7-25
頁	104-117
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20250725.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

令和7年保険業法改正の国会論議

林 一喜

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 本改正案の概要等
3. 主な国会論議
4. おわりに

1. はじめに

「保険業法の一部を改正する法律案」(閣法第37号。以下「本改正案」という。)は、令和7年3月7日、第217回国会(常会)に政府から提出されたものであり、同年5月30日、参議院本会議において多数をもって可決、成立した(令和7年法律第54号)。本改正案は、保険金不正請求事案と保険料調整行為事案(後述2.(1)参照)の再発防止を図るため、顧客本位の業務運営を徹底し、健全な競争環境を実現する観点から、大規模乗合の損害保険代理店¹及び保険会社等に対する体制整備を強化するとともに、保険契約の締結等に関する禁止行為について、対象となる行為等の範囲を拡大するものである。本稿では、本改正案が提出された背景や改正内容を概観した上で、国会論議を振り返ることとしたい。

2. 本改正案の概要等

(1) 検討の背景と提出の経緯

令和5年、自動車関連業(主に中古自動車の販売・整備・修理)を兼業する大規模乗合の損害保険代理店である旧株式会社ビッグモーター²(以下「旧BM社」という。)による

*本稿は、令和7年7月9日までの情報を基に執筆及びインターネット情報の確認を行っている。

¹ 損害保険代理店とは、損害保険会社の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者で、その損害保険会社の役員又は使用人でないものをいう(保険業法(平成7年法律第105号)第2条第21項)。

² 旧BM社は、伊藤忠商事株式会社等を買収された際、会社分割を行い、自動車関連業などの主要事業は新会社の「株式会社WE C A R S」に承継されている。なお、会社分割後の存続会社「株式会社B A L M」において、損害賠償への対応及び融資の弁済を行うとしているところ、同社は令和6年12月、民事再生手続開始の申立てを行っており、裁判所から弁済禁止の保全処分及び監督命令が発令されている。

自動車保険³の保険金不正請求事案や、大手損害保険会社4社⁴（以下「大手4社」という。）による企業向けの共同保険⁵における保険料調整行為事案といった不祥事が確認された。

保険金不正請求事案では、保険営業成績等に大きな影響を与える旧BM社との良好な関係維持を重視する余り、損害保険会社によって本来行われるべき保険代理店に対する管理・指導等が行われていなかった。また、一部の損害保険会社によって旧BM社に対する損害調査の簡略化が導入されるなど、保険金支払の適切性が確保されていなかった。

保険料調整行為事案では、保険料水準やシェアの維持のため、大手4社によって保険料等が事前に調整され、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に抵触するおそれのある行為が幅広く確認された。

これらの事案に対し、金融庁及び財務局は、旧BM社の代理店登録の取消し、大手4社への業務改善命令の発出等の一連の行政処分を行った。

金融庁は令和6年3月から、これらの事案の再発防止に向けた制度・監督上の対応等を検討するため、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」を開催し、同年6月に報告書（以下「有識者会議報告書」という。）を取りまとめた。その後、同年8月に金融担当大臣の諮問を受けた金融審議会は「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」を設置し、同年12月に報告書（以下「損保WG報告書」という。）を取りまとめた。こうした有識者会議やワーキング・グループ等の議論を踏まえ、政府は令和7年3月7日、本改正案を閣議決定した上で、国会に提出した。

（2）本改正案の概要

ア 損害保険代理店に対する体制整備義務の強化

保険金不正請求事案について、損保WG報告書では、保険会社と保険代理店との間で、保険代理店の規模が大きいほど、保険会社の営業上の配慮が働きやすくなり、営業上の配慮が大きいほど、保険代理店に対する適切な管理・指導等の機能が弱まりやすくなる構造が認められたとしている。これを踏まえ、乗合代理店のうち、規模が大きい特定保険募集人^{6,7}の中でも、一定規模以上の特定保険募集人に対して、体制整備義務を強化す

³ 契約者が任意で契約する自動車保険を指す。自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）で加入が義務付けられる強制保険の「自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）」とは異なる。

⁴ 東京海上日動火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社

⁵ 一つの契約に対し複数の保険会社が共同して引受けを行う保険契約形態。実務上は、複数の保険会社が引受けの意思を示した際、顧客企業が各損害保険会社から提示される引受条件や応札価格を検討し、その中から入札価格等の契約条件並びに幹事会社及び非幹事会社を決定した上で、幹事会社及び非幹事会社に対して引受割合を提示し、共同で引き受けるよう要請することが一般的であるとされる。

⁶ 特定保険募集人は、生命保険募集人、損害保険代理店又は少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く）を指す（保険業法第276条）。なお、保険募集人とは、所属保険会社等のために保険募集（保険契約の締結の代理又は媒介を行うこと）を行う者であり、具体的には生命保険募集人（生命保険会社の役員・使用人、生命保険会社の委託を受けた者など）、損害保険募集人（損害保険会社・損害保険代理店の役員・使用人、損害保険代理店）、少額短期保険募集人を総称したものである（保険業法第2条第23項）。

⁷ 規模が大きい特定保険募集人は、①所属保険会社等が15社以上の者、又は②所属保険会社等が2社以上かつ各事業年度における所属保険会社等から受けた手数料その他の対価の額（手数料収入額）の合計が10億円以上である者とされる。また、同要件は、所属保険会社等が、生命保険会社（外国生命保険会社等を含む）、損害保険会社（外国損害保険会社等を含む）、少額短期保険業者かによって、それぞれの業態別に判定され

ることが適切であるとした。

また、こうした一定規模以上の特定保険募集人のうち、保険金を受け取ることで利益を得られる保険金関連事業を兼業する者については、①不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害するおそれのある取引を特定した上で、②当該取引を適切に管理する方針の策定・公表を行い、③不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害することを防止するための体制整備を求めることが必要であるとした。

本改正案では、規模が大きい特定保険募集人の中でも一定規模以上の損害保険代理店である「特定大規模乗合損害保険代理店」⁸⁾に対して、営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）ごとにおける法令等遵守責任者⁹⁾の設置、本店又は主たる事務所における統括責任者¹⁰⁾の設置などの措置、保険募集の業務に係る苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置の体制整備¹¹⁾を求めている。

また、特定大規模乗合損害保険代理店が兼業特定保険募集人¹²⁾である場合には、特定大規模乗合損害保険代理店が行う保険募集の業務以外の業務により当該特定大規模乗合損害保険代理店又はその所属保険会社等が行う保険関連業務¹³⁾に係る顧客の利益が不当に害されることを防止するために必要な措置の体制整備¹⁴⁾を求めている。

なお、金融庁は、こうした体制整備義務の強化について、特に大規模な乗合生命保険代理店に対しても、政令において同じ措置を規定する予定であるとしている¹⁵⁾。

る（保険業法第303条、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）第236条の2）。

⁸⁾ 損害保険代理店のうち、2以上の所属保険会社等を有する法人であって各事業年度における所属保険会社等から保険募集の業務（自らが保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入させるための行為に係る業務その他の保険募集の業務に密接に関連する業務を含む。以下同じ。）に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額が内閣府令で定める額以上であることその他内閣府令で定める要件に該当するものとされる（改正後の保険業法第294条の4）。

⁹⁾ 当該営業所等において保険募集の業務を行う役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者（改正後の保険業法第294条の4第1号）。

¹⁰⁾ 法令等遵守責任者を指揮するとともに、特定大規模乗合損害保険代理店の役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者（改正後の保険業法第294条の4第2号）。

¹¹⁾ 改正後の保険業法第294条の4第3号

¹²⁾ 特定保険募集人のうち、保険募集の業務以外の業務（保険金の支払の請求に関するものに限る。以下同じ。）を行う者をいう（改正後の保険業法第100条の2の2第2項）。なお、保険募集の業務以外の業務とは、業務の対価にその所属保険会社等から保険契約に基づき支払われる保険金が充てられる業務であって当該保険金の支払に不当な影響を及ぼすおそれがある業務として内閣府令で定めるものをいう（改正後の保険業法第100条の2の2第2項）。兼業特定保険募集人については、自動車関連業といった保険金支払に影響を及ぼすような兼業業務を行う保険代理店（以下「兼業代理店」という。）が想定される。

¹³⁾ 保険関連業務は、①保険引受け等の固有業務（保険業法第97条）、②固有業務に付随する付随業務（保険業法第98条）、③他業であるものの保険会社が行うことが適当と認められる業務（保険業法第99条、第100条）をいう。

¹⁴⁾ 改正後の保険業法第294条の4第4号イ。このほか、特定大規模乗合損害保険代理店が兼業特定保険募集人である場合、保険募集の業務に加え、当該特定大規模乗合損害保険代理店が行う保険募集の業務以外の業務に係る苦情の体制の整備も義務付けられる（改正後の保険業法第294条の4第4号ロ）。

¹⁵⁾ 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）。なお、金融庁は、現在の保険業法上、損害保険代理店と生命保険代理店とは、乗合代理店に関する法体系、規定ぶりが異なっており、生命保険代理店については、法改正を行うことなく同様の規制を課すことができることから、政令改正で対応している。

イ 保険会社等に対する体制整備義務の強化

保険金不正請求事案について、損保WG報告書では、保険会社によって本来行われるべき保険代理店に対する適切な管理・指導等が行われていなかったとしている。これを踏まえ、保険代理店に対する体制整備義務の強化に加え、保険募集に関する業務の委託元である保険会社に対しても、保険代理店に対する適切な管理・指導等が十分に機能するような措置を求める必要があるとした。

具体的には、保険金関連事業を兼業する全ての保険代理店からの不正な修理費等の請求に対して、保険会社のけん制機能が適切に発揮されるよう、保険金等支払管理部門と営業部門を適切に分離するほか、保険金関連事業を兼業する全ての委託先の保険代理店における、不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害するおそれのある取引を特定した上で、それを適切に管理する方針を策定・公表するなどの措置を求めている。

本改正案では、兼業特定保険募集人が行う取引により保険会社の顧客の利益が不当に害されることのないよう、保険会社等に対して、兼業特定保険募集人が行う保険関連業務に係る情報を適正に管理し、その実施状況を適切に監視するための体制整備¹⁶を義務付けることとしている。

ウ 保険会社等から保険契約者等に対する過度な便宜供与の禁止

保険料調整行為事案について、損保WG報告書では、共同保険のビジネス慣行の適正化、損害保険会社における営業推進態勢の適正化、保険引受管理態勢の確保等の取組¹⁷に加え、①保険仲立人¹⁸の活用促進、②保険会社による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止、③企業内代理店に関する規制の再構築、④火災保険の赤字構造の改善等を同事案の再発防止に向けた4つの柱として整理した。

このうち、保険会社による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止については、便宜供与の実績が保険契約の締結に重要な影響を及ぼしているおそれがある旨の指摘があった。そこで、保険契約者間の公平性を確保するなどの観点から、①特別の利益の提供として禁止される行為の対象に、サービスの利用や物品の購入、出向等を含む役務の提供等の便宜供与のうち、保険契約者間の公平性を害するほか、保険業の健全な発展を阻害するおそれがあるものを新たに含めるとともに、②特別の利益の受け手の対象に、保険契約者等のグループ企業を追加する必要があるとしている。

本改正案では、保険契約の締結等に関する禁止行為に関して、その対象となる行為につき、物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものの提供等を追加し、その対象となる者につき、保険契約者等と

¹⁶ 改正後の保険業法第100条の2の2。なお、外国保険会社等や保険持株会社についても同様に措置することとしている（改正後の保険業法第193条の2、第271条の21の3）。

¹⁷ 保険料調整行為事案の再発を確実に防止するとともに、企業向け保険市場等における健全な競争環境を実現する観点から、有識者会議報告書を受けて、これらの取組が進められていた。

¹⁸ 保険仲立人は、保険契約の締結の媒介であって生命保険募集人、損害保険募集人及び少額短期保険募集人がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介「以外」のものを行う者をいう（保険業法第2条第25項）。また、保険仲立人は、顧客から委託を受けてその顧客のため誠実に保険契約の締結の媒介を行わなければならないとされる（保険業法第299条）。

密接な関係を有する者を追加することとしている¹⁹。

なお、保険会社等から保険代理店に対する過度の便宜供与の防止については、「保険会社向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）の改正によって対応している²⁰。

3. 主な国会論議

本改正案は、衆議院では、財務金融委員会において、令和7年5月9日に趣旨説明、同月14日に質疑、討論、採決が行われ、同月15日の衆議院本会議において多数をもって可決、同日参議院に送付された。参議院では、財政金融委員会において、同月27日に趣旨説明、同月29日に質疑、採決が行われ、同月30日の参議院本会議において多数をもって可決、成立した。なお、衆参両院の委員会において、本改正案に対する附帯決議²¹が付された。

以下、国会審議において指摘された主な論点を紹介する。

（1）損害保険代理店に対する体制整備義務の強化

ア 特定大規模乗合損害保険代理店の定義等

特定大規模乗合損害保険代理店の定義について、金融庁は、保険会社から受け取る手数料等の金額が年間で一定額以上であることなどを要件とすることで検討中としており、その具体的な金額については、実態を把握した上で、内閣府令等で規定していく旨述べた²²。また、保険会社側において配慮が働き、保険会社による代理店管理、指導が不十分になることが懸念されるような大規模な保険代理店を対象とするとともに、再発防止の観点から旧BM社と同規模の保険代理店は確実に対象となる水準とし、対象となる保険代理店の数については、約70社から100社になると見込んでいる旨述べた²³。

イ 特定大規模乗合損害保険代理店に対する金融庁のモニタリング

特定大規模乗合損害保険代理店に対するモニタリングについて、金融庁は、リスクベースでのモニタリングを実施していく中で、損害保険代理店の業態、違反リスク、過去の実績を適切に勘案していくとし、損害保険代理店に対して不必要で過度な負担とならないよう、留意している²⁴。また、本改正案により、特定大規模乗合損害保険代理店の体制整備義務の履行状況等を重点的にモニタリングすることで、必要に応じ、適時適切な行政対応を行うことが可能となる旨述べた²⁵。

¹⁹ 改正後の保険業法第300条第1項第5号

²⁰ 金融庁は令和7年5月12日、損保WG報告書で指摘された内容等を踏まえ、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）」（以下「監督指針改正案」という。）を公表した。

²¹ 全文は、衆議院財務金融委員会「保険業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令7.5.14）〈https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/zaimuC3F3B80A64AEB91249258C8B0005EE9C.htm〉、参議院財政金融委員会「保険業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令7.5.29）〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/217/f067_052901_1.pdf〉を参照のこと。

²² 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）

²³ 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）、第217回国会参議院財政金融委員会議録第14号（令7.5.29）

²⁴ 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）

²⁵ 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）。なお、金融庁は令和7年7月から、新たに保険

ウ 法令等遵守責任者及び統括責任者に係る対応方針

(ア) 資格要件

損保WG報告書では、特定大規模乗合損害保険代理店に設置を義務付けるとする法令等遵守責任者及び統括責任者に対して、一定の資格要件を求めるとした上で、そのための試験制度の新設が適切である旨の提言があった²⁶。

こうした提言を踏まえ、金融庁は、損害保険業界において、法令等遵守責任者を対象とした保険募集に係るコンプライアンス等に関する新たな資格制度の創設や、当該資格制度に伴う研修プログラムの統一的な提供等が検討されている旨述べた²⁷。

(イ) 求められる役割

法令等遵守責任者の設置について、金融庁は、営業所等で勤務する保険募集人に対し、助言、指導を通じて、営業所等におけるコンプライアンス体制の向上を図ることが目的である旨述べた。他方、統括責任者については、法令等遵守責任者の指揮、統括等を通じて、代理店全体におけるコンプライアンス体制の向上を図ることを期待している旨述べた²⁸。

(ウ) 配置が求められる営業所等の規模等

損保WG報告書では、法令等遵守責任者及び統括責任者が保険代理店の経営陣に直接報告できるようなレポーティングラインや、営業部門からの介入が及ばないような体制が確保される必要があるほか、保険募集業務に従事することなく、管理業務に専念できるようにすべきとの指摘や、数名程度の人員しかいない小規模の営業所等においては、その実情に応じたできる限りの対応が許容されるべきであるとの指摘があった²⁹。金融庁は、こうした点も踏まえ、役員との兼務や、配置が求められる営業所等の規模等について、関係する事業者や現場の声も聞きつつ、検討する旨述べた³⁰。

エ 保険代理店に対する定期的な検査の必要性

保険代理店に対して金融庁が定期的な検査を行う必要があるとの指摘に対し、金融担当大臣は、保険代理店に対するリスクベースでの立入検査を引き続き実施することが適切であるとする一方、本改正案によって特定大規模乗合損害保険代理店に対して必要な体制整備の上乗せ義務を課したことで、履行状況の重点的なモニタリングを通じて、不適切募集等のリスクが高いなど、コンプライアンス意識が欠如しているおそれがある保険代理店への立入検査の実施がより早期に可能になる旨答弁した³¹。

代理店に対するモニタリングに責任を負う室長級のポストを新設するほか、担当部局の検査官を増員し、体制を強化するとしている（第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）、第217回国会参議院財政金融委員会議録第14号（令7.5.29））。

²⁶ 損保WG報告書7頁

²⁷ 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）、第217回国会参議院財政金融委員会議録第14号（令7.5.29）。なお、資格を創設するだけでなく当該資格試験の実効性を確保することにも留意すべきとの指摘もあった。

²⁸ 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）

²⁹ 損保WG報告書7頁脚注9

³⁰ 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）

³¹ 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）

オ 損害保険代理店における兼業を禁止しない理由

損害保険代理店における兼業を禁止しない理由について、金融担当大臣は、現状として、自動車の販売店等において自動車保険に加入する者は少なくないところ、販売店等が保険代理店業務を兼業すること自体を禁止した場合には、自動車の購入や修理の際にワンストップで自動車保険の加入、相談を行うことができなくなり、結果として顧客の利便性の低下につながるものが懸念される旨述べた³²。

また、本改正案による保険金不正請求事案への対応として、特定大規模乗合損害保険代理店が兼業業務を行う場合には、代理店自身に対して体制整備の上乗せ義務を課すとともに、保険会社に対しては、兼業代理店全てに対する管理、指導の強化を求めるという仕組みの構築を求めており、金融庁としてもこうした仕組みが適切に機能しているかをモニタリングして確認する旨述べた³³。

カ 専属代理店に係る対応方針

1社のみの保険会社と委託契約を行う専属代理店については、単一の所属保険会社が責任を持って適切な管理、指導等を行うことが基本であり、保険金不正請求事案のような問題も顕在化していないことから、本改正案における体制整備の上乗せ義務の対象には含まれていない。しかし、金融庁は、仮に、意図的な分社化等により、あえて複数の専属代理店を多数設立するといったような形で潜脱を行おうとする保険代理店が現れた場合には、こうした保険代理店を一体のものとして捉えた上でモニタリングを行うなど、厳正に対処していく旨述べた³⁴。

キ 損害保険会社から保険代理店への出向者の引揚げ

保険金不正請求事案では、損害保険会社から保険代理店への出向等の便宜供与が積極的に行われていたところ、有識者会議報告書において、こうした便宜供与のうち、自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引するものを解消する必要がある旨の指摘があり、出向等の適正化が求められた³⁵。こうした中、損害保険会社から保険代理店への出向者の引揚げ³⁶が進んでいることから、顧客本位の業務運営を支える人材が失われるなど、保険代理店の対応力に影響が出るおそれがあることを踏まえ、全ての出向を否定するのではなく、過度な便宜供与と現場支援としての出向の線引きを明確にし、出向者の存在が顧客対応力の維持に資する場合には適切な活用を認めていくべきなどの指摘もあった。これに対し、金融庁は、保険会社が出向の見直しを進めるに当たり、顧客への悪影響が生じないよう配慮することは非常に重要であるとした上で、保険代理店では、現行の保険業法においても保険募集の業務に関する健全かつ適切な運営を確保するための措置を自

³² 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）。なお、有識者会議報告書では、兼業自体を禁止するのではなく、兼業に伴う弊害を適切に管理することが合理的とされた。

³³ 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）

³⁴ 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）、第217回国会参議院財政金融委員会議録第14号（令7.5.29）

³⁵ 有識者会議報告書8～10頁

³⁶ 損害保険会社から保険代理店への出向の適切性を確保するため、日本損害保険協会において令和6年9月、出向要件等を明記した「損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン」が新たに策定され、各損害保険会社では保険代理店への出向者の引揚げが進んでいる。

ら講じることが求められている点には留意する必要がある旨答弁した³⁷。

また、監督指針改正案では、個人情報漏えい事案³⁸で指摘された問題点も踏まえ、保険会社が保険代理店に対する出向の適切性を判断、検証する際に留意すべき事項として、①当該出向が顧客の適切な商品選択の機会を阻害しないか、②当該出向先の保険代理店において、出向者が顧客等の同意なく当該保険代理店の顧客情報等を出向元の保険会社に共有するおそれが生じないことを確保しているかなどの事項が示された³⁹。金融庁は、パブリックコメントを経て最終化される監督指針も踏まえながら、保険会社による出向方針の見直しや管理体制の改善等が真に顧客本位の業務運営に資するものとなっているかを確認するとともに、保険代理店との対話を通じて、現場の実態についても確認したい旨述べた⁴⁰。

(2) 保険会社等に対する体制整備義務の強化

ア 保険会社に求める体制整備に対する金融庁のモニタリング

金融庁は、保険会社に求める体制整備について、保険金支払部門と営業部門を担当する役員を分ける等により、保険金支払部門の独立性を維持するため、レポーティングラインが確立されているかどうかについてモニタリングを行う旨述べた⁴¹。

また、自動車修理業の兼業代理店から損害保険会社に修理費の見積り等が提出された場合などに、例えば入庫時の車両の損傷状況や、修理過程の記録等の損害事実に係る証拠を踏まえて適切な査定体制が確保されているかなどについてモニタリングを行い、保険金支払管理の適切性の確保に向けた取組の実効性が向上するようにフォローアップしていく旨述べた⁴²。

なお、本改正案では、特定大規模乗合損害保険代理店に対して、適切な苦情処理を含めた内部管理体制の整備義務が課されており、苦情処理の証拠を残す必要があるが、保険会社側においても、当該苦情処理の証拠を確認することで、大規模な兼業代理店に対する管理・指導責任を全うさせる意図がある旨述べた⁴³。

³⁷ 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）、第217回国会参議院財政金融委員会議録第14号（令7.5.29）。なお、金融庁は、保険会社等から保険契約者等に対する過度な便宜供与の禁止については本改正案で対応することとし、保険会社等から保険代理店に対する過度な便宜供与の防止については監督指針改正案で対応することとしている。

³⁸ 保険会社から保険代理店への出向者を通じて契約者の個人情報等が漏洩していた事案で、金融庁は令和7年3月24日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び不正競争防止法（平成5年法律第47号）に抵触するおそれのある行為等並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、大手4社に対して保険業法第132条第1項に基づく業務改善命令を発出した（金融庁「損害保険会社4社に対する行政処分について」（令7.3.24））。

³⁹ 監督指針改正案8～12頁

⁴⁰ 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）、第217回国会参議院財政金融委員会議録第14号（令7.5.29）

⁴¹ 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）

⁴² 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）。なお、金融庁は、自動車修理業等を兼業している特定大規模乗合損害保険代理店の内部管理体制の実効性に疑義がある場合には、保険会社等に対して、当該代理店が関与する保険金請求に係る査定を厳格化することを求めたいとしている。

⁴³ 第217回国会参議院財政金融委員会議録第14号（令7.5.29）

イ 保険会社におけるフランチャイズ方式の乗合代理店への対応

フランチャイズ方式の乗合代理店は、一つ一つの保険代理店が独立した法人であり、保険代理店としての登録も一つの営業店ごとに取得しているとされる。その結果、個々の保険代理店一つ一つは特定大規模乗合損害保険代理店の要件に該当しないことも想定されるとの指摘に対し、金融庁は、本改正案では委託先である兼業代理店の兼業業務の実施状況を適切に管理することなどを保険会社に対して新たに求めるとしており、フランチャイズ方式の乗合代理店もその対象となる旨答弁した⁴⁴。

また、フランチャイズ方式の乗合代理店の実態等は様々であるところ、保険会社において営業上の配慮が働き、適切な管理、指導が行き届かなくなるおそれがある場合には、金融庁において、まず保険会社にしっかりとした対応を求めるとともに、リスクベースのモニタリングの徹底を通じて、フランチャイズ全体を一体のものとして適切にモニタリングしていく旨述べた⁴⁵。

ウ 保険会社において自動車修理工場に対する保険金支払管理体制を確保する必要性

自動車修理業界においては、適正な保険金の請求に対して十分な保険金が支払われないケースが多いとの苦情もある中で、本改正案による保険会社への体制整備の強化に伴い、保険金の出し渋りのような傾向が強まるのではないかと懸念が指摘された。これに対し、金融担当大臣は、本改正案が懸念されるような保険金の支払に影響を及ぼすものではないとした上で、保険金は保険契約に基づき過不足なく支払われることが重要であるとし、保険会社へのヒアリングや、保険会社に対する苦情などを基に、不適切な保険金の支払が行われていないかどうかも含め、保険会社における保険金支払管理体制について確認していきたい旨答弁した⁴⁶。

また、日本損害保険協会が令和7年3月、「修理工賃単価に関する対話・協議のあり方にかかるガイドライン」を公表するなどの動きもあるところ、金融庁としては、引き続き業界とも連携しながら、迅速かつ適切な支払管理体制の確立に係る状況をモニタリングしていきたいとしている⁴⁷。

(3) 保険会社等から保険契約者等に対する過度な便宜供与の禁止

ア 保険料調整行為事案が生じた背景を踏まえた金融庁の対応方針

保険料調整行為事案が生じた背景について、損保WG報告書では、火災保険を含む企業向け損害保険商品について、損害保険会社内での営業上のプレッシャーが高まる中で、補償内容に見合う保険料率の適用や収支分析、保険料率の妥当性を適時に検証するリス

⁴⁴ 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）

⁴⁵ 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）

⁴⁶ 第217回国会参議院財政金融委員会議録第14号（令7.5.29）。なお、金融担当大臣は、損害保険会社と自動車修理工場の間で適切な価格交渉が行われ、必要な価格転嫁により、支払が実現することが重要であるとした上で、金融庁としても、損害保険会社における適切な価格交渉を促進すべく、自動車修理工場への丁寧な対話及び工賃単価における人件費上昇分の考慮の要請や、こうした要請を踏まえた損害保険会社の取組のフォローアップ等に取り組んでいるが、今後とも、関係省庁とも連携し、損害保険会社と自動車修理工場の間における適切な対話や価格交渉を促していきたい旨併せて述べた。

⁴⁷ 第217回国会参議院財政金融委員会議録第14号（令7.5.29）

ク管理が必ずしも適切に実施されていなかった旨指摘された⁴⁸。

金融担当大臣は、こうした指摘も踏まえ、金融庁としては、損害保険会社に対し、適切な保険料の設定が確保されるための商品開発管理体制の確立を求めるとともに、その整備状況のモニタリングを強化している旨述べた⁴⁹。

また、損害保険料率算出機構⁵⁰が算出する参考純率⁵¹について、金融担当大臣は、近年の自然災害の激甚化の実態をより反映したものとなるよう、同機構における取組の促進等を通じて、火災保険を含む企業向け損害保険をめぐる課題に取り組む旨述べた⁵²。

イ 「取引上の社会通念に照らし相当であると認められないもの」の定義

本改正案による改正前の保険業法においても、保険会社等が保険契約者等に対する特別の利益を提供することは禁止されているが、本改正案では、取引上の社会通念に照らし相当であると認められない取引を新たに禁止行為の対象に加えることとしている。当該禁止行為について、金融庁は、例えば、①保険契約者となる企業との保険契約に際し、保険会社等が契約の締結につながることを期待して当該企業あるいはそのグループ企業の物品を購入すること、②当該企業やそのグループ企業への役務を提供することなどが該当する旨述べた⁵³。

こうした禁止行為の具体的な基準や考え方について、金融庁は、損保WG報告書では公正な取引や合理的な商慣行等と考えられる行為まで禁止されることのないよう明確化が図られる必要があると指摘されたことも踏まえ、保険業界における取引や商慣行の実態を把握した上で、監督指針を改正し、禁止行為の該当性の明確な基準や考え方等を可能な限り示していきたい旨述べた⁵⁴。

ウ 企業向け保険の組成スキームに係る課題

企業向け保険について、有識者会議では、幹事となる損害保険会社の保険料を基準として組成される共同保険のビジネス慣行などにより独禁法等の抵触リスクを発現しやすい環境にある旨指摘された⁵⁵。こうした指摘も踏まえ、日本損害保険協会において、各損

⁴⁸ 損保WG報告書21頁

⁴⁹ 第217回国会参議院財政金融委員会会議録第14号（令7.5.29）

⁵⁰ 損害保険料率算出機構は、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和23年法律第193号。以下「料団法」という。）に基づく料率算出団体であり、自賠責保険・地震保険の基準料率及び自動車保険・火災保険・傷害保険等の参考純率に係る算出、自賠責保険の損害調査、保険統計の作成等を行っている。なお、平成10年6月に料団法が改正され、算定会料率の一律使用義務が撤廃された経緯については、林一喜「自動車保険に係る保険金不正請求問題—求められる損害保険の信頼回復に向けた見直し—」『立法と調査』No.471（令6.12.10）53～54頁を参照されたい。

⁵¹ 参考純率は、損害保険料率算出機構が算出する純保険料率（事故発生時に保険会社が支払う保険金に充てられる部分）である。会員保険会社は、付加保険料率（保険会社の経費等に充てられる部分）について独自に算出する一方、自社の保険料率（純保険料率＋付加保険料率）を算出する際の基礎として、参考純率を使用することができる（損害保険料率算出機構ウェブサイト「保険料率の算出」〈<https://www.giroj.or.jp/ratemaking/>〉）。なお、基準料率は、同機構が算出する自賠責保険・地震保険に係る保険料率（純保険料率＋付加保険料率）であり、自賠責保険・地震保険の公益性の高さなどから利潤を含まないように算出され、会員保険会社は、基準料率を自社の保険料率に使用できる。

⁵² 第217回国会参議院財政金融委員会会議録第14号（令7.5.29）

⁵³ 第217回国会衆議院財務金融委員会会議録第21号（令7.5.14）

⁵⁴ 第217回国会衆議院財務金融委員会会議録第21号（令7.5.14）、第217回国会参議院財政金融委員会会議録第14号（令7.5.29）

⁵⁵ 「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」（第1回）（令6.3.26）における金融庁監督

害保険会社の保険料を統一せずに共同保険を組成する「ディファレンシャル方式」や、銀行のシンジケートローンを参考にした「アレンジャー方式」が検討された⁵⁶。

このうち、「ディファレンシャル方式」は、従来の共同保険の方式よりも保険料が高くなる可能性があることから、従来の方式を保険契約者側が今後も選択することが想定される旨の指摘や、「ディファレンシャル方式」のように独禁法の抵触リスクを回避できる契約形態を保険契約者が選択するよう、政府も一定の考え方を示すべきである旨の指摘があった。金融庁は、こうした指摘に対し、保険会社等が保険契約者に保険料を含む保険契約内容等について十分に説明して理解を得ることが重要であるとともに、金融庁としても、考え方の浸透などに努めていく旨答弁した⁵⁷。

(4) その他

ア 金融庁の相談窓口を提供された情報の分析等の在り方

金融庁には金融行政や金融事業者等に関する様々な相談窓口が設置されているところ、旧BM社の保険金不正請求事案に関する金融庁への相談は、2020（令和2）年度は3件、2021（令和3）年度は7件、2022（令和4）年度は19件あったとされる⁵⁸。同事案の予兆を把握していたのではないかと指摘に対し、金融担当大臣は、当初の様々な通報に関して、しっかりと受け止めることができなかつた点は非常に反省すべきであり、提供された情報については的確に分析し、モニタリング等にしっかり結びつけていきたい旨答弁した⁵⁹。

また、こうした通報をしてもらえる環境を作っていくことが大事であると同時に、必ずしも金融庁の窓口が広く周知されてはいないことから、引き続き、周知、広報に努めるとともに、頂いた情報をどのようにして的確にモニタリング等に結びつけるのかを検証していきたい旨述べた⁶⁰。

イ 保険業法施行規則の比較推奨販売に関する規定の見直し

(ア) 現行の保険業法施行規則の見直し

現行の保険業法施行規則第227条の2第3項第4号では、乗合代理店が複数の保険商品を比較する場合や特定の保険商品を推奨して販売（以下「比較推奨販売」という。）する場合に乗合代理店が説明しなければならない内容が規定されている。乗合代理店が比較推奨販売を行う場合において、乗合代理店が保険会社からの便宜供与等の見返りとして、顧客に対して特定の保険会社の商品を優先的に推奨していたとしても、顧客に対してその理由を適切に説明していたとするならば、直ちに法令違反とはならない。

しかし、損保WG報告書では、顧客の意向にかかわらず乗合代理店の利益のみを優先

局保険課長の発言

⁵⁶ 『日本経済新聞電子版』（令7.3.21）等

⁵⁷ 第217回国会参議院財政金融委員会会議録第14号（令7.5.29）

⁵⁸ 第217回国会衆議院財務金融委員会会議録第21号（令7.5.14）。金融庁には公益通報等を適切に取り扱うための通報窓口のほか、金融サービス利用者相談室において金融サービスに関する一般的な相談を受け付ける相談窓口が設置されており、こうした窓口に通報があったとされる。

⁵⁹ 第217回国会衆議院財務金融委員会会議録第21号（令7.5.14）

⁶⁰ 第217回国会衆議院財務金融委員会会議録第21号（令7.5.14）

して特定の保険会社の商品を推奨することは、その理由を適切に説明していたとしても、顧客の適切な商品選択を阻害し得るものであることや、本来は便宜供与を理由としているにもかかわらず、経営方針であるなどとして保険代理店独自の理由であるかのように装った場合、それが露呈しづらいといったことなどが指摘された⁶¹。また、金融庁は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号）における顧客等の最善利益を勘案した誠実公正義務も踏まえれば、単なる代理店都合の商品提案は望ましくないとしている。

金融庁は、こうした点も踏まえ、代理店都合の商品販売を許容する現行の保険業法施行規則の規定⁶²を廃止するとともに、乗合代理店が特定の商品を推奨して販売する場合には、顧客本位の業務運営を確保する観点から、顧客の意向を丁寧に把握して当該意向に基づき提案する商品を絞り込んだ上で、絞り込んだ商品の概要を説明することを求めていく旨述べた⁶³。

（イ）中小規模の乗合保険代理店における比較推奨販売への影響

比較推奨販売に関する規定の見直しにより、いわゆる中小自動車ディーラーを含む中小規模の乗合保険代理店では負担が特に過大となるおそれもあり、顧客側から保険商品の選択を任せるといった場合には画一的な対応ではなく、従来の柔軟な運用も許容すべきではないかという旨の指摘があった。これに対し、金融庁は、顧客の意向を把握する前に、取り扱う全ての保険商品を詳細に説明することを求めるものではないとした上で、保険商品に付帯されるサービス、アフターフォローの状況、保険料の水準といった顧客のニーズを把握し、適切な商品を推奨する必要がある旨答弁した⁶⁴。

なお、金融庁は保険金不正請求事案の再発防止を十分に図る観点から、監督指針の改正や内閣府令等の下位法令による対応等での取組を進めるに当たっても、中小規模の保険代理店等に対して不必要で過度な負担とならないよう留意したいとしている⁶⁵。

ウ 代理店手数料の算出方法に関する監督指針改正案

代理店手数料ポイント制度は、大手を中心とした損害保険会社が保険代理店に支払う代理店手数料を算出するために導入している枠組みであり、その運用や仕組みについては代理店委託契約に基づき、損害保険会社と保険代理店との間の協議・合意により決定されている⁶⁶。有識者会議報告書では、代理店手数料ポイント制度が規模や増収面を重視し、保険募集に係る顧客本位の業務運営の観点から見た業務品質を必ずしも適切かつ十分に評価していない傾向があり、この仕組みが大規模な保険代理店に業務品質を軽視す

⁶¹ 損保WG報告書7～8頁

⁶² 保険業法施行規則第227条の2第3項第4号ハ

⁶³ 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）

⁶⁴ 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）

⁶⁵ 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）、第217回国会参議院財政金融委員会会議録第14号（令7.5.29）

⁶⁶ 代理店手数料ポイント制度では、一般的に、規模や増収率、収益性、業務品質といった観点から代理店手数料ポイントが決定され、代理店手数料に影響を与える。なお、代理店手数料は、「保険料×商品別手数料率（自動車保険や火災保険等の保険種目別に設定される手数料率）×代理店手数料ポイント」で計算されることが一般的であるとされる（「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」（第2回）（令6.4.25）事務局説明資料5頁参照）。

る不適切な保険募集のインセンティブを与えているおそれがあるなどの指摘があった⁶⁷。

金融庁は、監督指針改正案において、代理店手数料の算出方法に関する内容として、保険代理店におけるコンプライアンス疑義事案の発生状況等を踏まえているか、保険代理店の規模、増収に偏ることなく業務品質を重視しているかに加え、その業務品質の具体的な指標について、損害保険会社の事務効率化ではなく顧客にとってのサービス向上に資するものとなっているかといった留意点等が含まれている旨述べた⁶⁸。

また、監督指針改正案について、金融庁は、損害保険会社と保険代理店の委託契約は事業者同士の対等な契約であり、代理店手数料を含め、よく話し合った上で合意に至るべきという一般的な原則を述べたものとしている。さらに、一部の保険代理店から、代理店手数料体系の見直しがあった場合等において損害保険会社からの説明がなかったなど、代理店手数料算出方法の運用上の懸念が示されていることも踏まえ、損害保険会社による保険代理店への説明や協議が一方的なものとならないよう、引き続き損害保険会社に対して丁寧な対応を促したいとしている⁶⁹。

なお、公正取引委員会は、一般論として、取引上の地位が保険代理店に対して優越している保険会社が、その地位を利用して、代理店によるサービスを的確に実施するために必要な限度を超えて、交渉を十分に行うことなく、代理店手数料の算定方法を一方的に変更することなどにより、代理店に対し不利益を与える場合には、独禁法上の優越的地位の濫用として問題となるおそれがあるとした上で、個別事案が独禁法上問題となるかどうかについては、事実関係等を個別に調査して判断していくこととなる旨述べた⁷⁰。

4. おわりに

衆参両院の国会論議では、上記の論点のほか、保険会社等に対する金融庁のモニタリングの在り方、人員増も含めた金融庁や財務局の体制整備強化の必要性、保険仲立人が普及していない理由等についても質疑が行われた。

衆参両院の委員会の附帯決議では、本改正案以外にも下位法令での対応等の多面的な構造になっていることから金融庁の総合的なモニタリング態勢の確立等により保険金不正請求事案及び保険料調整行為事案の再発防止策の実効性を担保すること等を求める項目のほか、金融庁及び財務局における必要な機構・定員の確保を求める項目、保険料調整行為事案の一因とされる火災保険の構造的な問題への対処を求める項目、個人情報漏えい事案の再発防止に向けた厳格な対応を求める項目、損害保険業界全体の実態解明に努め、その結果を公表すること等を求める項目が盛り込まれた。

保険金不正請求事案に対する本改正案等の対応により、特に特定大規模乗合損害保険代理店の体制整備について、金融庁及び財務局のモニタリングに係る負担が増すことが想定されるが、附帯決議を踏まえ、金融庁及び財務局においてはモニタリングに必要な機構・

⁶⁷ 有識者会議報告書7～8頁

⁶⁸ 第217回国会衆議院財務金融委員会議録第21号（令7.5.14）

⁶⁹ 第217回国会参議院財政金融委員会議録第14号（令7.5.29）

⁷⁰ 第217回国会参議院財政金融委員会議録第14号（令7.5.29）

定員を適切に確保するとともに、DX等の技術を導入したモニタリングの検討を進めることが求められよう。

また、附帯決議で求められている火災保険の構造的な課題への対処を進めるため、金融庁において当該構造に関する更なる分析を進めるとともに、損害保険料率算出機構において火災保険の参考純率の算出方法の見直しを進めるなどして、よりリスクに見合った参考純率を損害保険会社等へ適時適切に示していく必要がある⁷¹。

さらに、本改正案によって兼業代理店の業務に対する適切な管理等の体制整備が保険会社に求められるようになるが、附帯決議を踏まえ、金融庁及び財務局は保険代理店等との対話やアンケートを通じて兼業代理店の実態把握に努め、保険会社から中小規模の兼業代理店に対して不必要で過度な負担が求められることのないよう、注視していくことが求められよう。

(はやし かずき)

⁷¹ 金融庁は、損保WG報告書において、保険料調整行為事案の背景として、企業向け損害保険商品の取扱いが大手損害保険会社に集中しており、市場競争が十分に機能しなかったことがその要因の一つであると指摘されたことを踏まえ、参考純率算出の対象種目を拡大し、保険料率の算出に係るコストを低減することにより、中長期的に中小規模の損害保険会社の商品開発や新規参入を促進していくことが適切であり、これにより、保険市場全体の効率化や保険会社の商品開発能力の向上等にも資することが期待されるとして、損害保険料率算出団体に関する内閣府令（平成8年大蔵省令第7号）の一部を改正する内閣府令案を公表した（金融庁ウェブサイト「「損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について」（令7.6.25）〈<https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20250625/20250625.html>〉）。なお、同案では、料率団体が参考純率の算出を行うことができる保険の種類に「その他金融庁長官が定める保険の種類」（例えば、賠償責任保険やペット保険等）を加える予定であるとしている。